

「インド：海外からの直接投資規制を緩和」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

3月31日、インド政府商工省は「統合外国直接投資政策（Consolidated FDI Policy）」を発表し、4月1日より海外からの直接投資に関する規制緩和を行うことを示した。主要な規制緩和のポイントは以下の通り。

1. 既存の合弁企業を持つ外資系企業が、同一業種で新会社を設立する際の「政府による事前承認」の廃止（Press Note No.1（2005 Series）の廃止）…（規定番号4.2.2）

外国企業の参入検討にあたっての障害のひとつであった、Press Note No.1（2005 Series）条項が廃止となった。

「Press Note 1（2005 Series）」とは、既にインド企業と合弁などの資本提携、技術提携契約などを結んでいる外資系企業が、同一業種で新たな会社を設立する場合、及び他社と資本・技術提携契約を締結する場合には、政府の事前承認を得ることが必要という規制である。

本規制は「2005年1月12日以降設立の現地法人については、合弁会社設立時の合弁契約書上に、将来の同業他現地法人設立に同意する内容を盛り込むことで、政府事前承認を回避することができる」となっていたが、実際には、現地規制を十分理解できていない外資系企業が合弁契約書上に当該同意文言が記載しておらず、後に新規の同一業種の会社を設立できず苦勞する事例が数多く生じていた。

今回、Press Note 1（2005 Series）の撤廃に伴い、以下のことが期待される。

- （1）事業拡大について、現地パートナーとの意見が合わず、増資、新工場の設立といった話が進まなかった先について「新たに独資の現法を設立する」等、手立ての選択肢が増える。
- （2）新規にインド進出を検討しているが、将来合弁パートナーとうまくいかなくなる可能性を恐れて進出に踏み切れなかった外資系企業のインド進出が具体化する可能性高まる。

2. 資本財の現物出資、会社設立前費用の「資本への組入れ」が選択肢に…（規定番号3.4.6）

これまで、資本財の現物出資については禁止する規定はなかったものの、法律上、明確なガイドラインがなく、実務上現物出資ができない状況にあった。

今回、政策に明記されたことから、輸入設備、機械（中古含む）について、一定要件を満たした上で、政府許認可を取得の下、現物出資が可能になった。

但し、土地、無形固定資産は対象にならなかったことについては注意する必要がある。

資本財に加え、会社設立前費用についても、政府許可の下、資本金への組み入れが可能となっている。

但し、資本化は、政府事前許可が必要であること、資本財の船積みから180日以内、設立費用払込日より180日以内といった制限もあることから、実務上の難易度については、運用状況を見届ける必要がある。

3. 種苗の開発及び、生産を許可…（規定番号5.2.1）

種苗の開発及び、生産について外資100%出資での事業を認める。

※以上のうち、特に「1.」については、既存パートナーとの民事の交渉、裁判リスクなどは依然として残ると考えられるので、個別には弁護士などに相談が必要。

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 情報戦略グループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772
受付時間/月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)